



©川越市 2010

みんなで守ろう 喫煙をする際の配慮義務



プライベート空間での喫煙であっても、その煙やにおいは近隣の方の迷惑になつている可能性があります。喫煙の際は、次のとおり周囲への配慮をお願いします。



人通りの多い場所での喫煙や、歩きたばこはやめましょう！



ベランダや庭での喫煙、窓を開けての喫煙は、近隣にも煙が広がってしまいます！



屋外喫煙場所であっても周囲の状況を確認し、喫煙しましょう！



家の中でも受動喫煙が生じないように注意しましょう！

改正健康増進法では、屋外や私有地での喫煙については規制の対象外となっていますが、「**喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。**」と定められています。（健康増進法第27条第1項）

施設管理者の方にも、配慮義務が生じています。今一度、喫煙場所のご確認をお願いします。

改正健康増進法では、施設管理者が「**喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることができない場所とするよう配慮しなければならない。**」と定められています。（健康増進法第27条第2項）

【喫煙場所を設置する際の配慮の例】

- ・建物の出入口付近の設置を避ける
- ・人通りの多い場所への設置を避ける
- ・営業時間外は外へ出さず、建物内に片づける



川越市公式 HP
「**喫煙をする際の配慮義務について**」二次元コード

※上記はあくまで例であり、「こうすれば良い」、「こうしなければならない」というものではありません。

※本チラシは、屋外等での喫煙について一定の配慮をお願いするものであり、喫煙者や喫煙行為を非難するものではありません。

! Obligations to be considered are designated in the Health Promotion Act.

● Considerations when setting up Obligations of facility managers smoking areas outdoors



When setting up smoking areas outdoors, facility managers **have an obligation to carefully consider the location in order to avoid causing unwanted secondhand smoke in the area.**

Example Do not set up smoking areas near sidewalks with a lot of people coming and going, near entrances of stores, or places where a lot of people gather.



● Considerations when smoking outdoors Obligations of smokers or in personal residences

Even when smoking outdoors, in residences or on balconies, smokers **have an obligation to take care of their surroundings in order to ensure that unwanted secondhand smoke does not occur.**

Example Do not smoke in places with many people coming and going.
Do not smoke near children. Do not smoke on balconies.

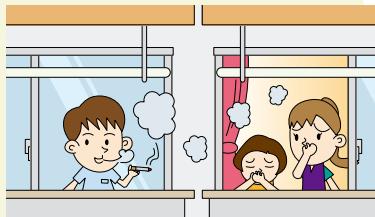
! 健康增进法规定了顾及他人的义务。

● 在室外设置吸烟场所时需要顾及他人 设施管理者的顾及他人的义务

在室外设置吸烟场所时，设施管理者**有顾及他人的义务，即将其设置在不会产生他人不希望的被动吸烟的场所。**



例 不设置在人来人往的人行道附近或者店铺的出入口附近、设施利用者聚集较多的地方。



● 在室外和自己家中吸烟时需顾及他人 吸烟者的顾及他人的义务

即使是在室外和住宅、阳台等吸烟时，吸烟者也**有义务顾及周围的状况，以免产生他人不希望的被动吸烟。**

例 不在人来人往的地方吸烟。不在孩子的附近吸烟。不在阳台吸烟。

! 건강증진법에는 배려 의무가 정해져 있습니다.

● 야외에 흡연 장소를 설치할 때의 배려 시설 관리자의 배려 의무

야외에 흡연 장소를 설치하는 경우, 설치관리자는 **원치 않는 간접 흡연을 발생시키지 않는 장소에 설치하도록 배려할 의무가 있습니다.**



예 사람의 왕래가 많은 보도 부근이나 매장의 출입구 부근, 이용자가 많이 모이는 장소에는 설치하지 않는다.



● 야외나 자택 등에서 흡연할 때의 배려 흡연자의 배려 의무

야외나 주거, 베란다 등에서 흡연하는 경우라고 하더라도, 흡연자는 **원치 않는 간접흡연이 발생하지 않도록 주변 상황에 배려할 의무가 있습니다.**

예 사람의 왕래가 많은 곳에서는 피우지 않는다. 아이 근처에서는 피우지 않는다. 베란다에서 흡연하지 않는다.